研究インテクリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

(令和3年度文部科学省「研究インテグリティの確保に係る調査分析業務 |検討結

ポイント

- 1. トップマネジメントのリーダーシップの下、既存の体制や仕組みを最大限活用しつつ、一元的に報告・相談できる 専門部署の設置など、研究インテグリティに係る全組織的なリスクマネジメントシステムを整備するとともに、適切な 研修等を通じて、事務部門も含めて研究インテグリティに関する理解醸成を行う。
- 2. 研究者等 (教職員、学生等で研究活動を行う全ての者) に係る基本的な情報を、競争的研究費に係るガイドライン等も踏 まえ、既存体制等から確実に把握するとともに、研究者等に対して適切な情報開示を行っている旨の確認を求める。
- 3. 既定の組織内手続の中で情報を収集するとともに、担当事務部門等がレピュテーションも含めたリスクの存在を 意識し、リスクが懸念される場合には、一元的な専門部署がサイエンスメリット等も考慮して分析・判断等を行う。

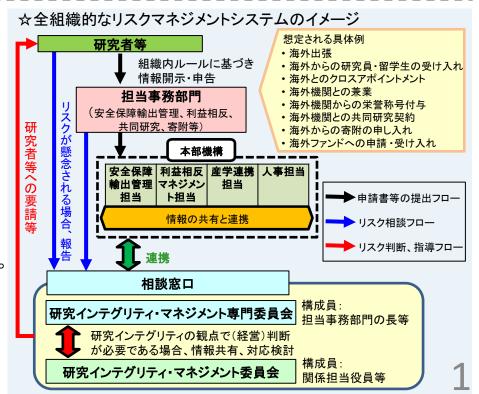
☆リスクマネジメントフローのイメージ

・・・・・▶ 情報の把握・収集

▶ リスクへの対応

1. 体制・規程の整備等

- ▶ 経営層がリスクマネジメントに取り組む意義や必要性を表明し、研 究活動を萎縮させないことに配慮しつつ、既存の体制や仕組みを最 大限活用して実効的かつ効率的なシステムを整備する。
- ▶ 組織としてのリスクマネジメントを担う一元的な専門部署を設置し、 そこに研究インテグリティに関する相談窓口の機能を持たせる。 (例えば、経営判断が必要な事案に対応する「研究インテグリティ・マネジメント委員会」、 専門的な事項に対応する「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」の設置が考えら れる。以降は両委員会の設置を前提としている。)
-)研究インテグリティ・マネジメント委員会等の設置・運営や、情報の |把握・収集、リスクマネジメント等に必要な規程の整備や改訂を行う。 (新たに整備する規程の一例は別紙)
- ▶ 研究者等や事務部門の意識向上・理解醸成を目的とした啓発的研 修にあわせて、組織としてのリスクマネジメントの実効性をより一層 高めるために、国内外における新たなリスクや想定される事例等に 関する研修も実施する。



研究インテグリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

2. 基本情報の収集

- 研究者等を対象とし、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえて、 ①職歴・研究経歴、②兼業等の所属機関・役職、③研究資金や研究資 金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を、既存体制か ら確実に把握する。
- 研究インテグリティの確保に関係する規程において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者等に確認書の提出を求めるとともに、既存体制で収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて当該情報の提出を求める。

3. リスクマネジメントの運用

- 先端的な重要技術の提供、懸念度が高い相手先との交流、世界情勢等からレピュテーションリスクが懸念される案件等については、既定の判断基準に加えて、研究インテグリティの観点からのリスクを意識する。
- 担当事務部門や研究者等が、リスクマネジメントの視点を踏まえ、既 定の組織内手続(安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産 学連携等)の過程でリスクを把握した場合には、相談窓口へ報告する。
- 相談窓口及び研究インテグリティ・マネジメント専門委員会(経営判断が必要な事案については、研究インテグリティ・マネジメント委員会)は、リスクを分析するとともに、サイエンスメリットや意図せざる技術流出のリスク等も比較考量して対処方針を判断し、担当事務部門や研究者等に対して要請・指示等を行う。

(リスクマネジメントの運用例)

| マネジメントに 必要な情報 | リスクマネジメントの視点 |
|-----------------|---|
| 国名、機関名 | ✓安全保障輸出管理の懸念先かどうか |
| 用務 | ✓訪問相手は誰か✓用務内容は何か✓頻度はどの程度か✓報酬額が妥当か✓責務相反・利益相反が生じていないか |
| 提供する技術 | ✓研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か✓研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や 先端的な重要技術等の提供の際には、安全 保障輸出管理の手続きが行われているか✓持参する物品は何か✓提供する技術は何か✓派遣元に懸念はあるか |
| 経費 | ✓経費はどこから支出されるか ✓旅費がどこから支出されるか |
| 履歴書 | ✓今までどのような研究活動を行ってきたか |
| 代表者 | ✓代表者に懸念はあるか |
| メンバー (氏名、職名) | ✓メンバーに懸念はあるか |
| テーマ | ✓どのような研究内容であるか |
| 物品の提供等 | ✓無償の物品提供や役務提供の有無 |
| 寄附目的 | ✓使途の指定によって利益相反が生じないか |

【研究インテグリティの確保に係る調査分析から見えてきた課題】

リスクに対する対応は、個別案件のサイエンスメリット等とのバランスにより、最終的には組織の経営判断に委ねられており、そのバランス判断は社会情勢によっても重要度の評価が異なってくる。そのため、現時点において、リスクマネジメントの判断基準を一般化して提示することは難しく、今後、懸念事例の積み上げにより徐々に形成されていくことになるが、その間においてもリスクを見逃すことなく把握することが重要である。

研究インテクリティの確保のための体制・システムを整備する際に参考となる具体の取組に関するプラクティス

研究インテグリティの確保に関する規程

(別紙)

(目的)

第〇条 この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。 (定義)

第〇条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本組織において研究活動を行う全ての者をいう。

(組織の長の責務)

第〇条 組織の長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第〇条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第〇条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、組織の長が○○をもって充てる

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第○条 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第○条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第○条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 組織の長が指名する役員 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(専門委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。 (庶務)

第○条委員会の庶務は、○○部署において処理する。

(相談窓口)

第〇条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、〇〇部署の職員をもって充てる。

(雑則)

第〇条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。